

研究ノート

韓国・核廃棄物処分の取組みと民主主義の深化

川瀬 俊治

はじめに

第 1 章 核エネルギー開発の歴史

第 2 章 温廃水被害に立ち上がる漁民の闘い

第 3 章 初期の核廃棄物処分場の取組み上位下達型をへて自治体公募まで

第 4 章 扶安郡の闘争から生まれた住民投票

第 5 章 手続き民主主義から実質的民主主義へ—多様な市民の参加を得て

おわりに

キーワード：使用済み核燃料処分、使用済み核燃料公論化委員会、手続き民主主義、反原発運動

はじめに

本稿は韓国での「核のゴミ」処分について論じるものである。韓国政府が「核のゴミ」処分方法について検討を始めたのは1980年代半ばからであり、すでにその時点では韓国初の古里原子力発電所（釜山市機張郡）が稼働しており、核廃棄物処分がいかに後手に回っているかを示している。しかも核廃棄物処分ははまだ未解決のアポリアとして人類に横たわっており、日韓も

政策として取り入れた地層処分も決して万全ではない。核分裂生成物のうちプルトニウム239は半減期ですら2万4100年を要する。何万年後の人類に核廃棄物処분을伝える言語（コミュニケーション）が存続するのか、地殻変動などがおきないとは断言できないなど、極めて不確定要素が多い。最低限度の取組みとして核廃棄物の上限を定める「総量管理」を打ち出すべきだが、日韓政府とも方針を示していない。「核のゴミ」を未来の世代に「負の遺産」として残し続けている。

韓国政府は使用済み核燃料廃棄物処分について2015年6月に勧告（案）をまとめたが、その内容とともにこれまでの取組み、勧告（案）をめぐる議論などを紹介したい。そこには、韓国の民主化運動で積み重ねられてきた手続き民主主義の克服をめざす方向性が色濃く表われている。反原子力発電所運動（以下、反原発運動）についても合わせて論じることとする。

なお、韓国の核廃棄物処分に関する先行研究は、韓国では長年にわたり蓄積されている。尹順眞¹、イ・ヒョンミン²、李憲錫³などは、総

¹ 윤순진 「핵발전 위험사회와 시민사회의 대응」(『N GO 연구』 제 7 권 제 1 호 (2011年)) では核兵器反対運動(反核運動)と反原発運動、核廃棄物処分場をめぐる反対運動の歴史的解明を行い、2010年までの核廃棄物(あるいは使用済み核廃棄物)処分場の全体像を理解するうえで必読の論文である。ほかには、同「환경정의 관점에서 본증저 준위 방사성 폐기물 처분장 입지선정과정」(『ECO』 제 10 권 1 호 (2006年))、

同「생태민주주의의 전망과 과제: 중·저준위 방사성 폐기물 처분장 입지선정 과정에 대한 평가를 바탕으로」(『ECO』 제 11 권 2 호 (2007年)) など。

² 이현민 「핵폐기장 추진정책의 문제점」(『민주사회와정책연구』 (하반기통권10호) 2006年

³ 이현석 「2005 년 방사성폐기물 처분장 주민투표를 통해 본 중앙정부 주도형 주민투표의 문제점과 지역사회의 과제」(에너지정의행동2011年)

合的に論究するとともに、2005年に慶尚北道慶州市に決まった低・中レベル核廃棄物処分場についても歴史的、環境面から論じている。使用済み核燃料処分をめぐる論考は2015年6月に勧告（案）をめくり、原子力発電所立地地域住民の立場から論じたものに、ファ・テグウオンの小論⁴がある。日本では核廃棄物処分場をめぐる住民との葛藤などの社会通史的な論究はないが、低・中レベル核廃棄物処分場決定までの取り組みについて政治的な過程を考察した論文⁵がある。

第1章 核エネルギー開発の歴史

韓国の核廃棄物処分、あるいは使用済み核燃料廃棄物処分についてふれる前に、核エネルギーの開発についてふれておきたい。

軍事利用から始まった核エネルギー開発は、「平和」利用（民事利用）にも進むが、表裏一体の関係にあり、武藤一羊が指摘するように、「出発点の原爆から原子力発電所へという回路に代わって、原子力発電所から原爆へという回路が開けた」⁶という関係にある。原子力発電所導入は原子爆弾（以下、原爆）に至る回路を開いたのであり、武藤一羊がいうに「潜在的核保有国」となる。原子力発電稼働国である韓国もそうだし、1945年8月6日と9日、アメリカの原爆投下を受けた広島、長崎、そしてビキニ被爆を体験した日本も実はそうだ。本稿は原子力発電について論じるが、原子力発電稼働国が「潜在的核保有国」であるという最も基本的な認識は共有しておきたい。

以下は、原子力発電に関しての動向を焦点化して論じることにする。

エネルギー問題は人類の文明観と表裏一体の関係にある。火をおこし、植物類（藁、木材など）から、鉱物資源（石炭、石油、液化天然ガス）と原材料が変化してきた。自然から生まれて自然に還るという自然の摂理に則った循環型リサイクルの輪のなかに位置付けられる。原初の宗教の顕現形態もそうだ。インド思想の一つである輪廻は自然の循環型サイクルから生まれたものであり、日本の神道は自然崇拜のアニミズムが母体でもある。しかし、世界3大宗教（キリスト教、仏教、イスラム教）とは、原初の宗教から抜け出て、個人の救済を目指すものになった。決して自然の循環型サイクルの輪のなかにはない。

核エネルギーの発見は、世界宗教のうちキリスト教が母体となって育てた近代科学文明の所産ともいえる。原材料のウラン鉱石は石炭、石油と同等の鉱物資源だが、核分裂という手法で、人類がこれまで経験してきたことのないエネルギー発生を発見した。しかし、核生成物は生物界に存在しないものであり、さらに生物のDNAを傷つける、毒性がなくなるのに何万年もかかる有害物である。

核エネルギーの歩みは、1938年12月、ドイツ・ベルリン大学の物理学者オットー・ハーンが核分裂実験に成功したことから始まった。ハーンの実験成功以降に研究テーマとなったのが、核分裂が連続して連鎖反応をおこし中性子が出るかどうかだった。1939年4月8日付けの『ネイチュア』誌にフランスのノーベル賞受賞者フレデリック・ジョリオ・キュリーが論文「ウランの核分裂で放出される中性子の数」を発表し、核分裂の連鎖反応が理論的に可能であること、さらにウラン原子の核分裂で中性子が出ること

⁴ 최대권 「사용후핵연료 공론화 국회토론회 : 이강우 의원실 34차 정책세미나」、2015년、p.21

⁵ 山口陽央、小松崎俊作、堀井秀之「韓国における放射性廃棄物処分場立地過程の政治過程分析」（社会技術

研究論文集、2011年）

⁶ 武藤一羊『潜在的核保有と戦後国家—フクシマ地点からの総括』（社会評論社、2011年）、p.30

を実証した。論文に名を連ねたキュリー研究室のハンス・ハルバンは「工業用動力として用いる連鎖反応を作り出すことの方へ、決定的に、傾いて（ママ）いった」⁷。人類は工業用動力だけに活用する選択肢も実はあったのである。

しかし、新たなエネルギーの活用は動力源として民事利用（工業・運輸）ではなく、軍事利用に結びつく。火薬の発明は爆弾へと進化し、石油などによる混合エネルギーの進化はミサイル稼働を可能にした。同様に、核エネルギーも同様に軍事転用へと進んだ。以降の歴史は、軍事上の核開発競争がテーマになるが、原子力発電に関わる前史であるだけに簡略に紹介したい。

広島型原爆では、ウラン鉱石の成分の0.07パーセントしか含まないウラン235の100パーセント濃縮したウランを核爆発させて熱エネルギーを作り出した核爆弾だ。長崎型原爆では、原子炉での核分裂反応の連鎖を抑えるため広島型原爆のようにウラン235だけを核燃料とするのではなく、ウラン鉱石で99.93パーセント占めるウラン238と合わせて熱エネルギーを作り出し、原子炉内で、ウラン235、ウラン238とも中性子がぶつかることで人工上の物資であるプルトニウムを作り出す過程をへる。このプルトニウムを核分裂させたのが長崎型原爆であり、広島型原爆より破壊力は大きい原爆を生み出した。

ここで濃縮ウランやプルトニウムについてふれたのは、原子力発電で熱エネルギーを生み出す2大核燃料だからだ。原爆と原子力発電は、原子力発電が中性子の連鎖反応で核爆発を制御している点で異なり、核エネルギーを生み出す物理上の原理は同じである。それだけに、原子力発電を自国で稼働できるなら、既に述べたように核開発に進むことは可能な「潜在的核保有

国」なのである。

アメリカは1952年11月には水素爆弾（以下、水爆）実験に成功。これに対してソ連（当時）も、1953年8月に水爆実験の成功をおさめた。この米ソ2大大国のほか、さらにイギリス、西ドイツ（当時）、フランス、カナダ、中国などが核兵器開発に乗り出して核軍拡はとどまるところがなかった。

一方、水爆の開発は、プルトニウム型原爆の何百倍もの「威力」を示し、広大な地域に被害を及ぼす「使えない兵器」でもあった。ソ連の水爆実験成功時点からは「事実上の核抑止体制が成立していた」⁸ともいわれる。1953年12月7日にアメリカ大統領アイゼンハワーが「平和のための核」（Atoms for Peace Program）を国連総会で宣言し、国連での手続きをへて、非核保有国に対してする原子力情報を公開していく。日韓が1955年にそれぞれアメリカと結んだ原子力協定は、こうした経緯から生まれたものであり、ソ連はアメリカより先行して非核保有国と協定を結び、核保有国である英、仏も同様に協定を締結していった。

現在、核兵器の不拡散に関する条約（1970年発効）により核拡散に歯止めをかけている。加盟国191か国のうち、米・ロ・英・仏・中の5か国以外は核保有（核開発）できない。

1958年にイギリスが人類初の原子力発電所を動かしてから60年近くたとうとしているが、世界の原子力発電所数は440基、建設中は63基を数える⁹。核廃棄物は「平和のための核」宣言以降、地球上に広がり、増え続けているのである。

最近の原子力開発の動向をみると、アメリカが主導し、ロシア、フランス、さらに日韓に計

⁷ ロナルド・W・クラーク、久世寛信訳『原子爆弾の誕生』（みすず書房、1963年）、p.45

⁸ 佐々木卓也「序説 『核』 とアメリカの平和」（『国際

政治』163、2011年）所収、p.2

⁹ <http://midorikwh.de/2015/04/12/6767>

13か国が参加している「第4世代の原子力発電」ともいわれる核エネルギー開発がある、小型高速増殖炉をさらに開発して地球上の大気圏外を飛行する有人宇宙船運航のエネルギーに使用することまで目標としている¹⁰。

なぜ「第4世代の原子力発電」と名付けたかについて述べると、イギリスが1950年代に初めて開発して原子力発電を第1世代として、1960年代、70年代に普及した加圧式軽水炉、沸騰水型軽水炉、加圧式重水炉が第2世代に当たり、韓国では朴正熙、全斗煥の軍事独裁政権時代に導入された原子力発電所は第2世代に入る。第3世代は第2世代を改良した小型原子炉などで、韓国では標準型原子炉であるKSNP (Korea Standard Nuclear Plant) や、アメリカのSystem 80+などである。第4世代はアメリカのエネルギー省が名付けしたものであり、使用済み核燃料廃棄物を少なくする高速増殖炉の開発が中心にある¹¹。

第2章 温排水被害に立ち上がる漁民の闘い

韓国は1978年に釜山市機張郡に古里1号機が商業稼働したのが最初であり、現在は4か所で原子力発電所（韓国では核発電所団地、あるいは原電団地と呼ぶ）が稼働している。古里、月城、ハンピッ（旧霊光）、ハンウル（旧蔚珍）の各原子力発電所で、古里に隣接した新古里を、月城に隣接した新月城の各原子力発電所を稼働させている。

本稿では、古里—新古里、月城—新月城を同

一エリアに加えて4か所としたのだが、なぜ同じ地域に原子力発電所が集中しているのか。「原子力センター戦略」と呼ばれている方式で、新たな地域では住民の反対から建設が難しいことからとられた方式だ。日本も同様の方式だが、原子力発電所が集中していることから、冷却装置を循環し排水する温排水は大量に流れ込み海洋汚染が進むことになる。

いま、韓国の原子炉は25基が商業稼働（休止中を含む）しており、原子炉稼働数は世界5位になる。ちなみに、最大の原子力発電所大国は米国で99基、2位がフランスで58基、3位が日本で43基、4位がロシアの29基だが、中国は2016年3月の全国人民代表大会で現在建設中を含め今後100基以上の稼働をめざす計画を決めている。

韓国は原子力発電所の1基あたりの人口密度は世界1位になる。4原子力発電所の30キロ以内の居住人口は、ハンピッ原子力発電所で14万人、ハンウル原子力発電所で6万人、古里原子力発電所で322万人、月城原子力発電所で109万人が原子力発電所の周辺に住んでいる。これだけ多数の市民が原子力発電所の近隣に住む国は世界でも類例がない。

国際エネルギー機関（IEA）がまとめた資料「2014 Key World Energy STATISTICS」のなかに総発電量の原子力発電所依存度（%）ランキングがある。フランス（76.1%）、ウクライナ（45.4%）、スウェーデン（38.5%）に次いで、第4位が韓国であり、28.3%を占めている。ただし、2012年のデーターにもとづく資料であることから、日本では2011年3月11日の東

¹⁰ 미래창조과학부 「원자력 뉴스레터」 (2015년 7·8월 호)。記事では、第4世代原子力システム国際フォーラム議長ジョンケリー (John Kelly) を韓国未来創造科学部がインタビューした内容に含まれる。高速増殖炉で有人宇宙船を動かすと発言している。今後は10年間の共同研究が必要とも述べている。

¹¹ 권혁 (원자력연구소 연구원)、황석원 (기술경영연구센터 부연구위원) 「제4세대 원자력시스템 연구개발의 추진배경과 필요성」 (file:///C:/Users/kawase19/Downloads/156_1%20(7).pdf)。

京電力福島第1原子力発電所事故（以下、東電第1福島原発事故）から全国の原子力発電所がすべて稼働しておらず、総発電量の原子力発電所依存度はゼロになる。このランキングには入っていない。

こうした現状下、本稿のテーマである韓国の核廃棄物処分はどうした経緯をへて現在に至っているかを追いたい。廃棄物処分を規定した法律すらない時代から、法律（原子力法）を改正し、核廃棄物処分についてふれ、低・中レベル核廃棄物と使用済み核燃料廃棄物に区分して処分する段階に移り、盧武鉉政権時代に低・中レベル核廃棄物処分の用地決定を行なった。2015年6月には、使用済み核燃料公論化委員会（以下、公論化委員会）が処分方法をめぐる勧告（案）を韓国政府に提出した段階に至っている。

しかし、核廃棄物処分場という「迷惑施設」、それも核廃棄物は環境を破壊し、動植物、人間の遺伝子まで傷つけ次世代まで尾を引くだけに、住民から合意をえることは困難を極めてきた。しかも、用地選定方法が当初は住民の意向を無視した上位下達で決定したり、地方自治体の長（道知事や郡長）が独断で決めたことなどから、地元住民との対立が激化する事態を何度も招いてきた。

核廃棄物をめぐる住民との葛藤（後述）は、一方で韓国の民主主義の深化が進んだというのが、筆者の見方である。多数決主義の弊害である少数意見が軽視されることや、住民の参加（参与）が皆無、あるいは制限されることなどの克服が核廃棄物処分場をめぐり浮上した結果、改善する取り組みが行なわれてきた。

建国後の韓国は、朴正熙、全斗煥の軍事独裁政権が26年間続いた。しかし、現在の『大韓民国憲法』の第1条1項は「大韓民国は民主共和

国である」、2項「大韓民国の主権は国民にあり、すべての権力は国民から発する」とある。韓国は民主共和国であり、国民主権の国であるのが、国家を規定する最もベースにある。

1987年の6月民主抗争は、全斗煥の「鉄拳政治」とも呼ばれる強権政治を断念に追い込み、「6・29宣言」を発表する。その内容は、大統領直選制移行のための改憲、1988年の平和的政権移譲、大統領選挙法改正、金大中赦免復権と時局関連犯の釈放、言論基本法の廃止などの8項目であり、「6・29宣言」に続いて、同年10月29日に改定された『大韓民国憲法』前文はこう書かれている。

「悠久なる歴史と伝統に輝くわが大韓民国は3・1運動により建国された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗した4・19民主理念を継承して、祖国の民主改革と平和的統一の使命に立って正義と人道と同胞愛により民族の団結を強固にし、すべての社会的弊習と不義を打破し、自律と調和を基にして自由民主的基本秩序を一層確固たるものとして（略）内では国民生活の均等なる向上を期し、外においては恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することによって（略）、1948年7月12日に制定された8次にわたって改正された憲法をここに国会の決議をへて、国民投票により改正する。1987年10月29日」¹²

大統領直選制に移行を促したのが、1987年の6月抗争、労働運動の合法化を前進させたのが翌月からの7・8月労働者大闘争だが、前文改訂では、大韓民国臨時政府や、1919年の3・1運動、李承晩政権を倒した1960年の4・19学生革命を憲法に位置付けている。これは何を意味するか。韓国アイデンティティーが植民地支配からの独立と独裁政権を打倒することを基礎に、自由民主主義的秩序を確固にすることであり、

¹² 筆者訳で、孫錫春著、川瀬俊治訳『言論改革—韓国・新聞権力の世論支配に挑む』（みずのわ出版、2004年）

主権者である国民（市民）からのナショナリズムが国家を突き動かすことを明確に語っている。1987年6月抗争、7・8月労働者第闘争以降、様々な民主主義制度が実現してきた。大統領直選制を獲得したことや、非合法とされていた労働運動が合法化されたことなど、手続きとしての民主主義（以下、手続き民主主義）を拡充してきた。

議会制民主主義は多数の意見を尊重する多数決主義をとるが、初代大統領李承晩でも、1961年の5・16軍事クーデターで登場した朴正熙でも、軍事独裁体制を固めて臨んだとしても、大統領直選制で大統領についた。とりわけ朴正熙が際立ったのは、1972年に維新憲法を施行したことである。大統領の直選制を廃止したことや、大統領に国会の同意、承認を必要としない事前的・事後的緊急措置権を与えたことである。つまり貫徹されたことだ。

1987年6月民主抗争、7・8月労働者大闘争以降、多数決による議会制民主主義が復活する。しかし、多数決主義は少数意見が結果的に無視し、軽視しがちであり、代議制であるため、住民の参与は数少ない選挙でしか意思表示できないなどの弱点をもっていた。そこで少数意見を尊重する合議民主主義や、住民の直接的に参与する参与民主主義、代表による意見決定を行なう代表民主主義が取り組まれてきて、最近はや意見決定過程の討論過程を重視する審議民主主義が重視されるようになってきた¹³

1987年6月民主抗争、7・8月労働者大闘争をへて改善された一つに、「言論の自由」の権

利がある。民主主義にとって最も重要なのは「言論の自由」であり、マスコミ界にも労働組合が誕生した¹⁴。さらに新たな言論としては、株主民主化、社内民主化を掲げて『ハンギョレ新聞』の創刊がある。1988年5月15日に第1号を発行して2016年で28年の歴史を刻んだが、創刊20年の歴史をまとめた『不屈のハンギョレ新聞 韓国市民が支えた言論民主化20年』（現代人文社、2012年）のなかで、「民主主義はハンギョレの久遠な源動力であった。」と前置きして、民主主義を試行錯誤して進めていく力を、以下のように記述している。

「〈民主主義は〉選挙や党派ではなく、討論と和合が民主主義の本当の力であった」¹⁵

討論とは前述した審議民主主義であり、参与民主主義である。この積み重ねにより達成する「和合」とは合意民主主義である。核廃棄物処分場をめぐる韓国で刻まれた歴史にはその足跡が刻まれている。以下、紙面の制約もあるが、歴史をたどることにする。

核廃棄物、あるいは「核のゴミ」の範疇にも入らないのが、原子力発電所稼働で生じる温廃水である。しかし、温廃水は直接海に流れ込むことで、海水温を上昇させ漁業に大きな被害を生んできた。海藻類、養殖のうなぎの稚魚生育で被害が出たりする漁獲高減少する漁業被害が現われた。

温廃水被害が最も早く出たのは、最も早く商業稼働した古里原子力発電所1号機だが¹⁶、ここでは全羅南道靈光郡のハンピツ原子力発電所に関する事項を年表1にまとめた。韓国の反原

¹³ 조기숙 「어떤 민주주의인가?」 (조기숙, 정태호 『한국의 민주주의 어디까지 왔나 성과와 과제』 (인간사랑, 2012年) 所収, p.22

¹⁴ 孫錫春著、川瀬俊治訳『言論改革—韓国・新聞権力の世論支配に挑む』p.216、p.266にマスコミの労働組合結成についてふれている。

¹⁵ ハンギョレ新聞社編、川瀬俊治、森類臣訳『不屈のハ

ンギョレ新聞 韓国市民が支えた言論民主化20年』（現代人文社、2012年）p.323

¹⁶ 정수희 「핵산입과 지역주민운동 —고리지역을 중심으로 (1967-2008) —」 (釜山大学大学院社会学碩士学位論文、2011年) は、古里1号機による温廃水被害も含めて、原子力発電所用地買収で移住を強いられた住民などを詳しく紹介している。

年表1 初期の原子力発電所被害運動（観光業と漁業被害の補償運動から始まった—靈光郡弘農邑カマミ村住民の運動が起源とする）

（1）防波堤建設による漁業被害（かき採取の禁止）と海水浴客の影響

1981年 韓国電力の側が海水浴場一部に防波堤を建設したことからかき採取行為を禁止したことが住民たちの反発を買った。

1985年 現代グループからの情報でカマミ海水浴場廃止の可能性を知る。
靈光郡弘農邑カマミ村の観光及び漁民被害補償闘争委員会結成。

※全斗煥政権下でこうした住民運動が起きるのは、珍しくない。5・18以降、抵抗運動は続いていた。

1986年4月 地域対策連合会は①ダイナマイト被害要求—1億3000万ウォン②かき採取所得被害補償—12億4200万ウォン③海水浴場閉鎖措置による被害補償—30億ウォンの3種類を要求した。この闘争は座り込みなどを実施した。

1987年 ハッパ被害について現代建設から補償を勝ち取る。

1987年7月 被害要求で大統領への建議書を出したりする。6・29民主化抗争で手続き民主主義の窓が開いたことが大きい。住民側と韓電側が合議。

1988年3月16日 25億ウォン補償額確定。

1988年8月18日 被害補償金を分配。

典拠文献：李ドッキョン、延世大学大学院博士論文「住民環境運動の展開過程の意味構成」（1992年）

（2）原子力発電所からの温廃水被害

1990年 高敞核闘争委員会は建設反対に加えて漁業被害補償運動を展開。

1990年4月26日 高敞核闘争委員会は「ハンピツ核発電所周辺運動連合」「核発電所による靈光・高敞漁民対策委員会」と共同してチェリノブイリ事故4周年での漁民被害を訴えるところだった。悪天候のため延期。

1990年5月12日 高敞郡漁民100人が核発電所排水口近くでデモ。「核発電所による被害漁場補償」「温廃水による漁場被害補償」を要求。

1991年4月 ポムソン浦漁民の温廃水被害の闘争は海上デモ行進。

1991年11月8日 3000人の大規模動員で放射性廃棄物処分場建設反対運動

1992年8月14日 「高敞郡漁民補償対策委員会」結成。この委員会の役割は大きい。

1993年2月 靈光郡ベクス邑と弘農邑のノリ養殖漁民が「靈光郡ノリ養殖被害対策委員会」結成。高敞郡漁民たちと組み補償運動を始める。

典拠文献：李ドッキョン、延世大学大学院博士論文「住民環境運動の展開過程と意味構成」（1992年）と、朴チェムク、ソウル大学博士論文「地域反核運動と住民参与」（1995年）による。『靈光新聞』も参照した。

発運動の始点が刻まれているからだ。

年表1(1)で示すように、運動の始点は1985年になる。1982年に公害追放運動を始めた韓国公害研究所は、1985年5月3日に原子力発電所建設の中断を訴える声明を発表したが、その背景に全羅南道霊光のハンピッ原子力発電所周辺の観光、漁業補償の提起があった。すでに韓国社会の中で公害被害の取り組みは市民権をえており、韓国公害研究所の声明は、高敞郡、霊光郡漁民の温廃水被害の告発を促したものである。

1985年は全斗煥の軍事独裁政権下である。朴正熙政権後の軍事クーデターで政権についた全斗煥は新軍部を率い、1980年5月17日、24時間の非常戒厳令を全国に発令し、金大中など野党指導者を国家反乱扇動罪で逮捕。これに抗して自由を訴えた光州市民を戒厳令軍が武力で鎮圧し、27日には全羅南道庁に留まった市民を虐殺した。政府が正式に発表した犠牲者は191人、負傷者は852人だが、実際は2000人ともいわれる犠牲者を生んだとてつもない権力犯罪である。

しかし、民衆の抗争は圧殺されたのではない。光州民主抗争は韓国民衆革命の原点とされ、1987年の6月民主抗争と7・8月の労働者大闘争に結びつき、全斗煥を権力の座から引きずり下ろす。温廃水被害に立ち上がった漁民の闘争は6月民主抗争のわずか2年前であり、それも光州民主抗争がおきた全羅道であったことが象徴的だろう。抗争の息吹は止んでいなかったことを示す。

その後、温廃水被害は司法での闘争に移り、損害賠償請求裁判として繰り返られていくのだが、年表1(2)の「1991年11月8日」に刻まれた「3000人の大規模動員で放射性廃棄物処分場建設反対運動」でみられるように、6月民

主抗争以降、核廃棄物処分場建設反対の運動に連なっていく。

韓国の反原発運動は核廃棄物処分場反対闘争が牽引してきた性格をもつ。核廃棄物処分場反対闘争がまずおきて、次いで新たな原子力発電所建設に対する反対運動が続くのだが、その始まりは温廃水被害での漁民の抗議から始まっていたのだ。

第3章 初期の核廃棄物処分場の取組み上位下達型をへて自治体公募まで

温廃水と核廃棄物の2種類に区分して、以下のように分類できる。

表1 原子力発電所にかかわる廃棄物

- | |
|--|
| I 原子力発電稼働にともなう温廃水 |
| II 核廃棄物 |
| ① ウラン採鉱後のウラン残土、製錬後の残りの鉱石(残滓)など ¹⁷ |
| ② 定期検査での作業衣服などの原子力発電所の作業で生じる核廃棄物(以下、低・中レベル廃棄物と略) |
| ③ ウラン鉱石から原子力発電で使用されるウラン235以外のウラン鉱石(以下、劣化ウランと略) |
| ④ 使用済み核燃料核廃棄物 |
| 1 使用済み核廃棄物 |
| 2 超ウラン廃棄物 |

IIの②は低・中レベル廃棄物は核燃料の使用後の核廃棄物ではない。①、②とも、原子炉建屋内での作業で出る衣服、靴、手袋など、生物界に有害な放射能で汚染されたものだ。

③の劣化ウランは、使用後の核廃棄物に含ま

¹⁷ 高木仁三郎「核燃料サイクルの黄昏」(『高木仁三郎著

集 第5巻』所収) p.478

れないケースと、含まれる使用済み核燃料に2分される。前者は原子力発電で使用する濃縮ウラン抽出後に残るものである。後者はMOX燃料（プルトニウムと濃縮ウランの混合物）を使う¹⁸。

④は使用済み核廃棄物の再処理とMOX燃料から出る超ウラン廃棄物の一部として残る。

冷戦崩壊は核戦争の終戦を意味したわけではなかった。米ソ二大大国は核兵器削減をうたいながら顕著な進展はみられずに現在に至っている。新たな局面も生まれている。アメリカ、フランス、イギリスなど多国籍軍が参戦した湾岸戦争（1991年）、アメリカの対イラク戦争（2001年）では、「第2の核爆弾」とも称される劣化ウラン弾が使われたからだ。

劣化ウラン弾がなぜ「第2の核爆弾」と呼ばれるのか。核燃料や核兵器を製造過程で核エネルギーとなるウラン235以外のウラン（大半がウラン238）を劣化ウランと呼び、この劣化ウランに希少金属を混ぜて作ったのが劣化ウラン弾であり、核爆弾も原子力発電でもウラン鉱から劣化ウランが出るわけであり、「核の平和利用」という原子力発電であっても軍事上の活用が可能なのだ。

湾岸戦争ではアメリカ、フランス、イギリス、対イラク戦争ではアメリカが劣化ウラン弾を使ったが、爆撃された装甲車、重戦車の残骸に近づいた子どもたちが放射能障害を受け、白血病などで死亡する犠牲者を多数生んだ。地上部隊でイラクに侵攻したアメリカ兵も犠牲になった。

しかし、劣化ウラン弾は決して中東だけに関係するものではない。写真家李時雨が日韓の駐留米軍基地に配置されている資料を明らかにし

ている。2001年の統計（2003年に情報公開）によれば、韓国の水原基地に136万181発、青洲基地に93万3669発、烏山基地に47万4576発、沖縄の嘉手納基地に39万8768発の計313万7633発が保管されていた¹⁹。対イラク戦争の前年の2001年統計であることからして、駐沖嘉手納米軍基地の劣化ウラン弾は対イラク戦争で使われたとみていいだろう。また駐韓米軍の劣化ウラン弾は朝鮮半島の有事に備えて配置されているのである。劣化ウラン弾の紛失は270万発に及ぶ。李時雨は誤爆事故（沖縄県鳥島）などの事実も論究している²⁰。

「核の平和利用」である原子力発電は、物理的に軍事転用される可能性があり、かつてオッペンハイマーらが指摘した「軍事、平和利用」が区分できない性質をもつ。つまり核廃棄物（劣化ウラン、使用後の核燃料廃棄物）は、常に軍事転用の道を開くからだ。使用後の核燃料廃棄物の再処分から核爆弾に転用できるプルトニウムを生み出す。

人類はIAEAによる国際原子力事象評価尺度（INES）のレベル7という過酷事故（シビアアクシデント）に5年前見舞われた。東電第1福島原発事故である。レベル7のチェルノブイリ原発事故から25年後のことだ。その前には1979年にスリーマイル島原発事故を起こしている。3度の過酷事故を経験してもなお、日韓とも原子力発電所増設、あるいは再稼働にとどまらず、経済成長が見込まれる開発途上国を中心に原子力発電所の新設、増設を進めている。さらにも輸出国になり、日本は東電第1福島原発事故以降、原子力発電所の活路を海外に求め、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）などと原子力協定を結び、韓国は2009年12月の

¹⁸ 船橋晴俊「核燃料サイクルの正体から政策決定の変革へ」（雑誌『科学』（岩波書店、2014年4月号）vol.84、p.506

¹⁹ 李時雨「駐韓米軍の現在と未来」（川瀬俊治、文京洙

編『ろうそくデモを越えて—韓国社会はどこに行くのか』東方出版、2009年）所収、p.304

²⁰ 李時雨、前掲論、pp.304-305

U A E への韓国型原子炉 4 基の輸出契約に続き、2015年 3 月には小型原子炉をサウジアラビアと輸出契約を結んだ。さらに中国は2015年10月、イギリスに国産原子炉輸出をイギリス政府と合意した。

使用済み核燃料廃棄物の処分方法は以下の三種類にわけられる。

- ① 非循環核燃料処分 (once-through fuel cycle)
- ② 一回循環型核燃料処分 (single recycling of the spent fuel)
- ③ 循環型核燃料処分 (multiplerecycling of the spent fuel)

①の非循環核燃料処分方法は、一旦、原子力発電所内の核廃棄物燃料プールに臨時貯蔵する。再処分をしない。処分方法は容器に密封して地下に埋める地層処分をとる国が多く、韓国も地層処分を選択している。

②は使用済み核燃料を再処分するもので、核保有国の米、ロ、英、仏、中の5か国のほか、非核保有国では日本だけが再処分の権利をもっている。ただし、日本は再処分技術がなく、イギリスから再処分したものを輸入している。

③は高速増殖炉により使用済み核廃棄物から1回限りではなく永遠に循環させて核燃料を生み出す方法だ。日本の高速増殖炉もんじゅは実用化を目指してきたが、メドがたたないことから、2015年11月、原子力規制委員会から廃止勧告ともいえる提言をうけている。しかし、本稿「はじめに」であげた「第4世代の原子力発電」では、小型高速増殖炉の開発で有人宇宙船を動かすことを目的としているように、人類は高速増殖炉の開発は断念していない。日韓ともアメリカが主導する第4世代原子力システム国際フォーラムに入り、共同開発を進めている（註10

参照）。

韓国の核廃棄物処分をめぐるのは、1983年に政府機関が、原子力発電所外部に設定するなどの基本方針を出したのが最初だ。そして1986年の法律（原子力法）改正で核廃棄物処分をうたうことで具体的に動き出す。

韓国政府が1988年までに行ったのは地質調査であり、全国89か所が対象となった。最終的に慶尚北道蔚珍、盈徳、迎日の3地区が核廃棄物処分場候補地になった。結果は住民の反対で白紙化したのだが、地質調査が地元民に知らされていなかった。地元民は臨時国会の審議で初めて地元が核廃棄物処分地として計画にあげていることを知った。3地区住民は地域集会を積み重ねて反対運動を展開。政府は1989年末には3候補地での建設を断念した。「核廃棄物反対運動の最初の勝利」ともいわれている。

当時、原子力発電所に対する信頼感が揺らぐ事態がおきていたことも、反原発運動の輪を広げることにもなった。1988年10月、古里原子力発電所に10年勤務した韓国電力技術安全総括部長がリンパ腺ガンで死亡したことや、同年12月に同じく古里原子力発電所近くの山中に核廃棄物が不法投棄される事態に直面した。古里原子力発電所稼働から10年、不法投棄の事態に抗議する多数の住民が参加した初めての集会が開かれた。

次いで打ち出されたのは産業振興と結び付けた方法だ。忠清南道知事が独断で決め、地元民が知ったのは新聞報道だった。1990年11月3日付け新聞で、「忠清南道泰安郡安眠島を候補地」と報道した。道知事が独断で誘致を決めていた。地元民は以降、激しい反対運動を進めた²¹。5日間にわたる大規模な集会、同盟休校などで抵抗し、「第2の光州事件」とも言われた。1991年6月に原子力委員会で白紙化が決定したが、

²¹ 문승식 「핵폐기물처리장 반대투쟁의현장」(월간『말』

1992年2월호)

その後、政府は安眠島への誘致失敗から原子力行政の振興策強化を検討した結果、1992年3月には日本の原子力文化財団を参照して韓国原子力文化財団を設立した²²。

以降、1991年には江原郡高城郡、襄陽郡、慶尚北道蔚珍郡など6か所が候補地となり、1993年に入っても蔚珍郡などで誘致活動が継続した。しかし、いずれも地元民の反対で白紙になった。1994年には人口9人の堀業島を候補地に指定したが、堀業島から50キロメートル離れた仁川市住民にまで反対運動が拡大。政府は「堀業島に活断層が発見されて撤回する」と公式表明したが、「根本的な原因は広範な地元民や環境団体の反対運動にあった」²³のが真相である。

これまでの歩みは盧泰愚政権時代に主に重なる。住民に情報を示すことなく秘密裏に用地指定手続きを進めたり（慶尚北道蔚珍、盈徳、迎日の3地区、忠清南道安眠島）、地方自治体が誘致活動をするなど（慶尚北道蔚珍郡）、地元民の意見が反映されることなく、行政主導で進行した。

一方で、盧泰愚政権時代には住民の意向を反映する変革もおきていた。その一例としては地方自治制度である。1987年6月に出された民主化宣言で地方自治の実施を求め、1989年に与野党合意で地方自治実施が決まった。これにより、原子力発電所建設に関わり地方自治体の意見（特に反対意見）が反映することにもなった。地方自治体の首長が増設を拒否すれば、変更することも可能になったし、地方自治の主権者である住民の意向は決定に大きく道が開けた。

一例をあげる。核廃棄物処分場ではなく、新規の原子力発電所建設をめぐる事例だ。金泳三政権に入るが、1996年3月霊光郡長が反原発運動

と一部漁民の抗議を受けて、建設許可を出していたハンピッ5、6号機の建設を1週間後に取り消した²⁴。霊光郡長の取り消し決定は地方自治制度が実施されていなければありえない。韓国政府のエネルギー政策は安保政策と並ぶ国家の専権事項であるだけに、霊光郡長の取り消しは「権利として認められない」として無視する場合もありえるからだ。

ただ1993年には金泳三の文民政権が出帆したことも関係している。核廃棄物処分場問題で、「民主的設置」、「地域開発と連携」、「住民合意」の三原則を打ち出していた。「民主的設置」「住民合意」が何よりも大きな変化だ。盧泰愚政権時代とは大きく異なる。地方自治の柱になる住民の合意がうたわれたことは、手続き的民主主義の内実化の一步として、住民の合意が具体化したといえる。

霊光郡長の取り消し決定以降、韓国水力原子力（株）（以下、韓水原）と霊光郡側は9か月あまりの話し合いを続け、最終的には条件付き再許可で決着した。温排水低減化施設の設置や温排水被害補償の進展のほか、原子炉の冷却用の海水利用についても霊光郡の承認が必要になった²⁵。ハンギョレ新聞社編の前掲書で「討論と和合が民主主義の本当の力であった」という指摘は、このハンピッ原子力発電所の例でもあてはまることだ。まず霊光郡長と住民との討論があり、霊光郡長の態度決定から韓水原との討議をへて上記の決定に達した。ここには、手続き民主主義の内実化として参与民主主義、合議民主主義、代表民主主義の具体化がある。

韓水原との合意は「和合」をさす。専権事項である国のエネルギー政策が地元住民の意見により否定されたのではなく、安全性の充実がは

²² 이현석 「2015 년 방사성폐기물 처분장 주민투표를 통해 본 중앙정부 주도형 주민투표의 문제점과 지역사회의 과제」(에너지정의행동2011年) pp.9-14

²³ 윤순진 「핵발전 위험사회와 시민사회의 대응」『N

GO연구』第7卷第1号、p.128

^{24, 25} 全羅南道靈光郡『靈光郡誌』第3卷（2013年）pp.364-365

かられたのである。また地元住民が安全性にかかわることで裁量範囲（霊光郡長が原子炉の冷却用の海水利用で承認権を有すること）が認められたのである。

霊光郡では、現在6基の原子力発電所が稼働している。ほかの地域のように、近隣地域に原子力発電所が増設される経緯はたどらなかった。ハンピツ原子力発電所が位置する海岸の特徴は遠浅が何キロも続き、温廃水被害が大きくなる地勢上のデメリットがあるが、一方で地元住民の合意が得られていないからである。増設するならば、国からの経済的支援が可能だが、その支援をソデにすることは、原子力発電所に依拠しない地域おこしが求められる。単なる反対運動ではなく、廃炉後の将来の地域社会を見据えた反原発運動こそが、民主主義の深化で具体的に課題となる。

第4章 扶安郡の闘争から生まれた住民投票

原子力業界では盧泰愚政権から金大中政権まで「暗黒期」と呼んでいる。韓国の専門紙『電気新聞』2014年8月7日が原子力政策58年をテーマした記事で紹介している区分だ。原子力政策58年間とは初めて「韓米原子力協定」が結ばれた1956年を起点としており、これまでの李承晩、朴正熙、全斗煥の3政権では原子力業界にとっては黎明期であり発展期だったが、盧泰愚政権から金大中政権にかけては、停滞期という表現よりも「暗黒期」との記述で分類している。

盧泰愚政権では冷戦崩壊による朝鮮半島のデタント（緊張緩和）を進め、1991年11月8日には朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）とのあいだで「朝鮮半島非核化宣言」を行い、同年12月13日には南北基本合意書採択をはたした。盧泰愚政権は核廃棄物の再処分も濃縮ウランの抽出も

しないことを明言し、さらに原子力発電所建設も進まなかった。ここに原子力業界が盧泰愚政権を「暗黒期」に入ったことをあげる第1の理由になる。

1987年6月の民主抗争、7・8月労働者大闘争は大統領直選制の実現、地方自治制度の導入がはかられ、さらに朝鮮半島のデタントは南北の和解を促進した。冷戦崩壊、デタントの実現は、これまでタブーだった社会主義について自由に発言できるようにもなった。

次の政権である金泳三政権でも核廃棄物処分場選定は見送られてきたが、韓国政府（産業資源部）と韓水原が合同で進める処分事業（1997年スタート）の方式が変わる。そして金大中政権の2000年に「放射性廃棄物促進法」が制定され、自治体の公募方式で臨むことにもなった。

公募方式には3000億ウォンの支援金提供を提示することが盛り込まれた。地域経済に寄与することもあり、2003年には7自治体が公募に名乗りをあげた。盧武鉉政権下のことだ。政府はうち蔚珍、霊光など4地域に絞り込んだが、4地域とも住民の反対が強く断念した。

さらに政府は新たな公募を始めた。これに2003年7月に入り全羅南道扶安郡の郡長が誘致を宣言した。郡長独断の誘致宣言だったことから、住民が猛烈な反対闘争を展開することになる。選定を無効と訴える住民の抗議は、参加者がそくを掲げてデモをしたり、反対署名運動、小学生登校拒否などの抗議活動が連日のように相次いだ。

扶安郡住民は郡長独断に対する住民の総意を示す方法として、民意をはかる住民投票実施に行き着く。これに対して韓国政府は「法的効力はない」として住民投票施行禁止仮処分訴訟などで対抗したが、司法は「訴訟棄却」の判断を示した。2004年2月14日に住民投票が行われ、有権者52108人中72.04%にあたる37540人が投票し、うち91.83%の34,472人が反対票を投じた。

最終的に反対闘争にピリオドが打たれたのは2004年11月末だ。韓国政府が設けた最終申し込み期限までに扶安郡が規定の書類を政府に提出しなかった。17か月にわたる反対闘争は終息した。

扶安郡住民がとった住民投票は、2012年に新たな原子力発電所候補地となった江原道三陟市民も2014年11月に住民投票を実施、もう一つの候補地慶尚北道盈徳郡住民も2015年11月11、12日に住民投票を実施、多数住民が反対票を投じた。反対運動が住民の総意をはかる方法として根付いてきている。

核廃棄物処分をめぐる政府の取り組みが変化するの、2005年3月に中・低レベル核廃棄物と使用済み核燃料廃棄物に分離して進める特別法を制定、公布したことだ。

2005年11月、新たな法律制定により地方自治体からの公募が行われ、4地方自治体名乗りを上げた。これまでと方式が異なるのは、公募した地方自治体が住民の総意を住民投票にかけて決定することになった点だ。最も賛成率が高かった地方自治体に候補地を決める方式であり、公募した4都市中、慶尚北道慶州市が住民の賛成率が高く低・中レベル処分候補地に決定した。月城原子力発電所に隣接する地を建設場所とした。

参与政治を掲げた盧武鉉は、住民が参与する決定を高く評価した。2007年7月18日、「月城原子力環境管理センター」と名付けられた核廃棄物中間処分場着工式の祝辞では、低・中レベル廃棄物を受け入れた慶州市が科学都市の発展に希望をもって語った。何よりも「民主的な手続き」を第1あげた。

しかし、工事では廃棄物を収容する岩盤から地下水が流出する事故に見舞われた。工事は中

断を余儀なくされた。30か月かかり地下水を食い止めるコンクリート防壁づくり工事を再開し、2015年9月に完成した。着工から実に7年2か月を要した。敷地面積約2,100km²の地下施設（岩盤空洞型処分施設）には、200リットルドラム缶（収容容量80万本）の放出放射能が安全レベルに下がる300年間保管される。

最大の難題は地下水問題だろう。核燃料廃棄物の保管のためには強固な岩盤地帯が選ばれたが、地下水が流れ出る可能性があることを政府、韓水原は把握していたが、「用地選定委員会に知らせなかった」という事実も指摘されている²⁷。また環境学者（金益重）が韓国原子力安全技術院（KINS）に地下水問題と安全性について質問しており、KINSは「放射能物質が防壁外に漏出されることは予測しているが、漏出の放射能レベルが基準値以下であり安全だ」と回答している²⁸。

住民投票の方法も問題になった。名乗りを上げた地方自治体で職員（公務員）が、廃棄場誘致を訴えるプラカードを掲げて訴えた事実が指摘され²⁹、「事実上の官権選挙」との批判も出た。さらに支援金3000億ウォンが実際は政府の支出金が3兆にも及ぶとの指摘もあり³⁰、金額だけが焦点化される結果にもなった。また月城1号機30年の稼働寿命を近く迎えていることから（2018年）、廃炉にかかわる廃棄物総量を論議して合意をはかりたいと主張する住民の声は背後に退いてしまった（月城市議会や住民の廃炉要求が出されたが、政府は2015年に10年の延長が決定した）。

さらに「管理センター」の場所の問題もある。慶州市街地から約20キロ離れているが、蔚山市は「管理センター」から南西方向に約10キロし

²⁶ 『한겨레신문』 2005년11월 3 일

^{27, 28} 김익중 『한국탈핵』 (한티재, 2013年) pp.184-186

²⁹ 이현석, 前掲書, p.21

³⁰ 강영주 「사용후핵연료 공론화 국회토론회: 이강후 의원실 34차 정책세미나」, 2015년, p.69

か離れていない。「慶州市単独で用地決定したことに問題はなかったのか」、「慶州市だけで進めていいのか」という、代表民主主義に関わる「代表権の問題」が国会議員と市民の討論会で指摘されてもきた。

「管理センター」の慶州市決定をめぐるのは、盧武鉉の参与政治が核廃棄物処分問題に影響した。多くの問題をはらみながらも一つの新たな局面を切り開いたといっている。盧武鉉の参与政治は、その後の保守政権である李明博、朴槿恵政権でも、濃淡はありながらも、韓国の民主主義を進めるうえでベースになっているからだ。ここで繰り返すことになるが、参与、合意は何に向けてなのか、である。

核廃棄物処分がなお将来の世代に負の遺産として増え続けることを何より重視するならば、使用済み核燃料廃棄物は無論のこと、中・低レベル核廃棄物であっても総量の上限を決める「総量管理」を早く打ち出さないと、参与、合意が上滑りに終わってしまうのではないか。

日本学術会議は2012年9月11日に「高レベル放射線廃棄物の処分について」と題する提言をまとめている³¹。その中で、「国民」の合意がなされずに高レベル放射線廃棄物処理が進められていることに苦言を呈し、「国民」の合意形成を求めることを求めているほか、もう一つは「総量管理」の必要性をあげた。韓国でも同様であり総量の上限を決めなければ、慶州市の「管理センター」の施設はいくらでも増設しなければならない。未来の世代のために、抜本的対応なく進めていいはずはない（なお日韓政府とも、核廃棄物というような用語は使わない。廃棄物にしる、原子力発電所で生じる廃棄物は放射性廃棄物と呼ぶ）。

第5章 手続き民主主義から実質的民主主義へ—多様な市民の参加を得て

使用済み核燃料処分の取り組みが2000年代後半に出てくるが、これまでの手続き民主主義から、参与、合意、審議民主主義を模索する営みとなった点で、これまでとは決定的に異なる。意志決定の合意、審議の場に環境保護の市民運動にも拡大したことだ。勧告（案）は2015年6月28日に政府に出されたが、勧告（案）の内容を検討した2015年8月5日に開いた討論会「使用後の核燃料公論化国会討論会」でカン・ヨンジン韓国葛藤解決研究院長が次のような韓国民主義の到達点をあげている。

「（使用済み核燃料処分の議論のスタートは）国家的次元の議論と合意が地域住民との間で必要であり、なおかつ、政府、原子力業界と意見を異にする市民団体の同意と協力で円満に解決していくことになった」³²。

カン・ヨンジュの指摘は2007年4月に国家エネルギー委員会傘下の「使用済み核燃料公論化のための会議」で環境保全の面などから政府の原子力発電推進に疑義をもつ市民運動団体が参加したことを示している。市民運動団体の参加は会議を遂行するベースにあり、もし不参加ということになれば、当初の構想が崩れることになる。

公論化委員会のスタートにあたりエネルギー正義代表李憲錫が「公論化委員会はどう始めればいいのか」と題して「信頼感」を育てることが何よりも重要だと指摘していたが³³、初回開催時に反原発運動を進めるメンバー2人（市民運動団体、原子力発電所立地地区住民の各代表）が委員会での討議の参加途中で退席する事態が

³¹ <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-k159-1.pdf>

³² 注30と同様。

³³ 韓国原子力産業会議編『原子力産業』（2015年5、6月号）

おきた。推薦した委員候補が15人の委員に入らなかったことや、脱核を求めての道筋が見えないこともボイコットの大きな要因になった。

脱退当初、ユン・キドン緑色連合事務処長（当時）は「公論化委員会のメンバー構成の段階から選別された」³⁴と批判しているのだが、以降も2人の市民団体代表を欠いたまま議論が進むことになる。

公論化委員会では2万7000人が意見を交わし20か月の協議をへて2015年6月11日に勧告（案）³⁵を発表した。勧告（案）の最大の特徴は、使用済み核燃料廃棄物処分を地層処分する永久処分を具体的なタイムスケジュールを明記していることと、循環処分（核燃料サイクルによる1回循環型と循環処分）の取組みも加えていることである。

今後問題になるのは永久処分であるが、循環処分、つまり再処分について先にふれると、2015年4月22日に42年ぶりに改正された韓米原子力協定（仮調印）の内容がカギになる。重要な内容は以下のとおりだ。

- ① 米国産ウランを20%まで低濃縮可能。
- ② 使用済み核燃料再処分のための初歩的研究の許容。
- ③ 原子力発電所輸出は米国の許諾なく進めることができる。

再処分については研究まで認めた内容（②にあたる）だが、韓国は2015年の協定改定から再処分の研究に乗り出したことを明らかにしている。官民出資「使用済み核燃料技術・管理公社（仮称）」（2016年予定）の設立で技術開発をはかる。

韓国が目指しているのは、再処分でも、日本がアメリカから認可をえたプルトニウム（核燃

料に転用可能）を作り出すことではない。パイロプロセッシングと呼ばれる方法だ。使用済み核燃料を高温度の環境下で化学物質（溶融塩など）を用いてウラン、プルトニウムを取り出す方法であり、10年がかりで2011年から韓米が共同研究に乗り出している。「純粋プルトニウムを抽出できないので、核拡散の危険性がない」（2015年3月2日の韓国・未来創造科学部記者会見資料）という。

用地選定などで難題をかかえる地層処分であるが、2015年中に韓国政府が「放射性廃棄物管理基本計画」を策定し、2020年までに地下施設（あるいは研究施設のサイト）を選び、以降は、処分に向けた施設建設を始めるとしている。この段階では各原子力発電所サイトで貯蔵された使用済み核燃料を一カ所に集める方法をとる。

地下施設で最大の問題は場所の選定である。当然岩盤が強固な地質が要求される。盧武鉉は2006年9月、永久処分に乗り出したフィンランドのオンカレの予定地まで視察に出かけている³⁶。韓国に地元民の賛同をえてこうした場所が見つけれられるかどうか。

勧告（案）の基本方針はこう記されている。

「これまで使用済み核燃料が主人公だったが、公論化委員会の議論の主人公は使用済み核燃料ではなく国民であることを心に刻んだ」

国民が主人公であることは、これまでの核廃棄物処分場をめぐる反対住民との激しい対立を経験して得た最も簡単にして難しい課題を明文化したのである。これが形式的になれば、住民参加の参与民主主義の「たてまえ」をうたっただけになる。

市民運動団体が公論化委員会をボイコットした問題は、やはり論議すべきである「総量管

³⁴ 「脱核新聞」（韓国語）2013年12月号

³⁵ <https://www.pecos.go.kr/activity/news.asp?idx=2387&state=view&menu=10>

³⁶ 주성동 「원자력정책의 변동에 관한연구 —역사적 제도와 행위자를 중심으로」 韓国カトリック大学大学院博士論文、2011年、p.191

理」が打ち出せなかったことに見出される。2012年の日本学術会議の提言ではすでに述べたが、「総量管理」を立てない限り、使用済み核燃料廃棄物は将来にわたり増え続ける。

崔章集著、磯崎典世他訳『民主化以後の韓国民主主義—制度と危機』（岩波書店、2012年）には、民主化のこれまでの営みを背景とした韓国市民社会が「間歇的に噴出する熱情に依存している」ことで「広範な市民社会参加の契機と回路を創出して制度化することができないまま」であったとの指摘がある³⁷。

使用済み核燃料処分の解決は「間歇的に噴出する熱情に依存している」行動では済まないものであり、国家の責任が「間歇的」であっていいわけではなく、カン・ヨンジンの表現を借りれば「市民社会とともにする本当の国家的な次元の論議と合意（national consensus）が必要な事柄」³⁸が求められている。

勧告（案）をめぐるシンポで李憲錫が「新たな勧告案を探さなければならない」³⁹とも記述しているが、無茶な提案ではない。ドイツは3・11の東電第1福島原発事故を契機に脱原発に舵を切り替えた。再生可能エネルギーの拡大がベースにあるドイツは新たな法律を2017年に制定し、地層処分場で使用済み核燃料廃棄物を封印するのは2095年としている。日韓とも同様の封印までのロードマップを追及することが未来の世代への責任でもあることは明白だろう。

ただ、「総量管理」を打ち出さないのは、パイロプロセッシング開発のような再処分が可能になるとみているからだだろう。「第4世代の原子力発電所」の高速増殖炉開発も同様である。しかし、この二つの再処分が可能になったとしても、核廃棄物は残存し続けるし、過酷事故の危険性はついてまわる。

おわりに

核燃料廃棄物処分場建設で現われた住民、行政、国家の取り組みは、民主主義の現在地を如実に示してきた。手続き民主主義を獲得して大統領直選制を獲得した1987年6月民主抗争以降、当初現われたのは、軍事独裁体制が残り、2013年9月末に出帆した公論化委員会のような住民参加など考えられない上位下達で進められた。文民政権である金泳三政権が誕生してからは大きく変化していくことになる。核廃棄物処分をめぐる三原則（民主的設置、地域開発と連携、住民合意）が打ち出されたあと、手続き民主主義の内実化をはかる合意、参与、代表、審議の各民主主義の取り組みが試みられてきた。

韓国の人たちは核廃棄物処分場建設をめぐる激烈ともいえる反対闘争を経験してきた。本稿では安眠島や扶安郡の運動の一端を紹介したが、うち扶安郡の運動の渦中に2001年4月にアメリカ国家調査委員会（National Research Council）傘下の放射性廃棄物管理委員会（Board on Radioactive Waste Management）が発刊した政策報告に紹介されたことがある。その内容は以下のとおりである。

一つは、市民、行政が徹底した論議を交わすことであり、もう一つは、第三者、科学者が審査（peer review）する場をもつという方法だ。徹底した情報提供や透明な意志決定が必須条件となっている。

政策決定過程は市民が直接参加を保障して議論を深めていく。人々の拒否感を克服するために複数の選択肢を提供して段階的に議論を進め、既に決まった内容でも後戻りできる柔軟性をもつこともうたう。米国放射性廃棄物管理委員会による政策報告の方向性は核廃棄物処分場

³⁷ 崔章集著、磯崎典世他訳『民主化以後の韓国民主主義—制度と危機』（岩波書店、2012）p.191

³⁸ 前掲注30と同様、p.71

³⁹ 前掲注30と同様、p.41

問題で指針とすべきだろう。

政策報告が韓国で紹介されたのが扶安郡の核廃棄物処分場反対闘争だったことは、極めて象徴的である。核廃棄物処分場建設反対闘争では米国の委員会のあり方が視野に入っていたことを意味する。

理想は現実に打ち碎かれることが世の常であるが、困難な状況、力強いものに追いつめられる境遇にあるものほど、実は理想が鮮明に見える。しかし、遙か彼方の幻影のようなものではない。使用済み核燃料廃棄物処分をめぐる韓国の取組みは30年以上かけて取り組んできた民主主義の一つの到達点であり、公論化委員会は反原発を主張する市民団体代表も準備会の段階で参加したのである。韓国政府は核廃棄物の上限を決める「総量管理」を打ち出していな

いが（ただし、韓国と世界全体での使用済み核燃料廃棄物は、それぞれ年間780トン、20万トンで、2050年には、5万トン、70万トンという予測もある⁴⁰）、対立する両派はその数値を打ち出す努力、対話をはじめべきだろう。

相手の言論を封じるのではなく、また暴力や財力や社会的ステータスの違いから対峙する反対論者、あるいは賛成論者を威嚇するのではない。その対極にあるものだ。核燃料廃棄物処分場で問われているのは、未来の世代に伝える民主主義の実験であり営みなのだ。

※尚、本稿のテーマと表裏一体である「代替エネルギーと民主主義の深化」は、改めて論究したい。

⁴⁰ 정책토론회 「원자력 클러스터, 경북을 살리는 길

인가?」, 환경운동연합, 2011년10월24일, p.5